



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（16）（職員課） 2

—— 公布された規則のあらまし ——

◇ 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

身体障害者福祉法の一部改正その他の根拠法令の制定改廃等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

協働推進室の設置その他の組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 公文書に関する事務（通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促）のうち知事の名において処理することが適当であるもの以外のもの（地方機関の長に委任された事務を除く。）で重要なものに係る事務処理権限に防災監査委任決裁を加える等の改正を行うこととした。

(2) 国が行う叙位又は叙勲の具申に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

| 改正後 | | 現行 | |
|--------------------------|-----------|-----------------------|------|
| 国が行う表彰に係る具申 | 知事決裁 | 国が行う表彰又は叙位若しくは叙勲に係る具申 | 知事決裁 |
| 春秋叙勲及び褒賞に係るもの | 知事決裁 | | |
| 叙位、高齢者叙勲、死亡叙勲及び遺族追賞に係るもの | 総務部長の専決事項 | | |

(3) 国等に対する請願、陳情その他の要望に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

| 改正後 | | 現行 | |
|--------------------------|--------|---------|---------|
| ア 知事の名において処理することが適当であるもの | 知事決裁 | 特に重要なもの | 知事決裁 |
| イ ア以外のもの | 部長委任決裁 | 重要なもの | 部長の専決事項 |

(4) 協定書、覚書その他これらに類するものの締結に係る事務処理権限の区分を定めることとした。

(5) 課長の専決事項である事実の証明又は謄本、抄本等の交付に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

ア 知事の名において処理することが適当なもの 課長の専決事項

イ ア以外のもののうち地方機関の長に委任された事務に係るもの 地方機関の長委任決裁

ウ イ以外のもののうち重要なもの 部長委任決裁

エ イ以外のもののうち軽易なもの 課長委任決裁

(6) 損害の賠償の事務のうち重要なものに係る事務処理権限の区分を部長の専決事項（現行 知事決裁）に改めることとした。

(7) 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助金に係る事務のうち交付要綱の決定、変更及び廃止等に関する事務処理権限の区分を定めることとした。

(8) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第16号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

| | | |
|-----|------|---|
| | 6 略 | 略 |
| | 7 略 | 略 |
| | 8 略 | 略 |
| | 9 略 | 略 |
| | 10 略 | 略 |
| | 11 略 | 略 |
| 九 略 | 1 略 | 略 |
| | 2 略 | 略 |
| | 3 略 | 略 |
| 十 略 | 1 略 | 略 |
| | 2 略 | 略 |
| | 3 略 | 略 |

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係）

個別事項に係る事務処理権限

| 所 属 名 | 事 項 | | 事務処理権限の区分 | | | | | | 地方機関の 長又は総合事務所の 所長の名稱 | | | |
|--|--|--------|------------------|----|----|------------------------------|----|----|-----------------------------|--|--|--|
| | 種 類 | 内 容 | 専 決 権 者 | | | 委任決裁権者 | | | | | | |
| | | | 知事 | 部長 | 課長 | 地方機関 の長又は 総合事務 所の局長 | 部長 | 課長 | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | |
| 管 財 課 一～三 略 | | | | | | | | | | | | |
| 四 鳥取県宿 舍管理規則 (昭和57年 鳥取県規則 第24号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 | 1 宿舎に係る事務 (一) 同規則第1条 第1項の規定によ る宿舎に係る貸付 料の決定 (二) (一)以外のも の (1)～(9) 略 | | | | | | | ○ | | | | |
| 五 略 | | | | | | | | | | | | |
| 六 営繕工事 に係る知事 の権限に属 する事務 | 1 営繕工事に係る工 事の決定 (一) 請負対象範囲計 算額(請負契約の 対象となる部分の 請負額をいう。) 管財課の項目六及 び七において同じ 。)が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象範囲計 算額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建築工事に 係るもの (イ) 工事費 が6,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が6,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 営繕費に | | ○ | | | | | | | | | |
| | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | ○ | | | | | |

| | |
|-----|------|
| | 6 略 |
| | 7 略 |
| | 8 略 |
| | 9 略 |
| | 10 略 |
| | 11 略 |
| 九 略 | 1 略 |
| | 2 略 |
| | 3 略 |
| 十 略 | 1 略 |
| | 2 略 |
| | 3 略 |

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係）

個別事項に係る事務処理権限

| | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|--|--|--|--|
| 係る村 舎及び機 会棟の工 事に係る もの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び江野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの □ 設備工事に 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び江野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの | | | | | ○ 烏取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長 ○ 烏取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長 ○ 烏取地方県土 整備局長 ○ 倉吉地方県土 整備局長 ○ 米子地方県土 整備局長 ○ | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 2 営繕工事に係る設 計の変更 (一) 請負対象額計 金額が5億円以上 の工事に係るもの (1) 契約金額 | | ○ | | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|----------------|--|--|
| 2割以上増減 を伴うもの | ○ | | | | | |
| (2) (1)以外の もの | ○ | | | | | |
| (二) 諸貸付賃貸付 金附帯償却未満 の工事に係るもの | ○ | | | | | |
| (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの | | | | | | |
| (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの | | | | | | |
| イ 建築工事に 係るもの | | | | | | |
| (イ) 工事費 が6,000万 円以上の工 事に係るも の | ○ | | | | | |
| (ロ) 工事費 が6,000万 円未満の工 事に係るも の | | | | | | |
| a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 常時賃借に 係る本社 舎及び議 会場の工 事に係るも の | | ○ | | | | |
| b a以外 のもの | | | | | | |
| (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |
| (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 | | |
| (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 | | |
| ロ 講習工事に 係るもの | | | | | | |
| (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の | ○ | | | | | |
| (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の | | | | | | |
| a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの | | | | | | |
| b a以外 のもの | | | | | | |
| (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----------------|----------------|----------------|
| 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの | | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 | | |
| | | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 | | |
| 3 営繕工事に係る請 負契約の締結を随意 契約の方法によるこ との決定 (一) 請負対象額計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの (1) 特殊な技術 を必要とする工 事又は常習費に 係る手当金及び 議会決の工事に 係るもの (2) (1)以外の もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの ロ 倉吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | 倉吉地方県土 整備局長 | 米子地方県土 整備局長 |
| 4 営繕工事に係る請 負契約の締結決定 (一) 請負対象額計 金額が2億円以 上の工事に係る もの (二) 請負対象額計 金額が2億円未満 の工事に係るもの (1) 建築工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 6,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 6,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 又は常習費 に係る手当 金及び議会 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|----------------|--|--|
| | | | | | | |
| 棟の工事に 係るもの (口) (イ)以 外のもの a 烏取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |
| b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 | | |
| c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 | | |
| (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (口) (イ)以 外のもの a 烏取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | ○ | | | | | |
| a 烏取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |
| b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 | | |
| c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 | | |
| 5 営繩工事に係る土 地、水面等の測量及 び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円未満の 工事に係るもの (1) 契約の対象 となる部分の金 額が2,000万円 以上の工事に係 るもの (2) 契約の対象 となる部分の金 額が2,000万円 | ○ | ○ | ○ | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|--|---|------------|--|--|
| 未備の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は營繕費に係る本厅舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ア) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方国土整備局及び宍粟総合事務所の管轄区域に係るもの | ○ | | | ○ | 鳥取地方国土整備局長 | | |
| 6 営繕工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は營繕費に係る本厅舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方国土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ア) 倉吉地方国土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方国土整備局及び宍粟総合事務所の管轄区域に係るもの | ○ | ○ | | ○ | 鳥取地方国土整備局長 | | |
| 7 他協局の所掌に係る營繕工事の受託の決定 | ○ | | | ○ | 倉吉地方国土整備局長 | | |

| | | | | | |
|---|---|--|------------------|------------------|------------------|
| 8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 建築工事に係るもの (1) 請負対象設 計金額が6,000 万円未満の工事 特殊な技術を 必要とする工事 又は賃借費に係 る本庁舎及び議 会棟の工事を除 く。) に係るもの での鳥取地方県 土整備局及び八 頭地方国土整備 局の管轄区域に 係るもの (2) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事 特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会棟 の工事を除く。) に係るもの での倉吉地方土 整備局の管轄区 域に係るもの (3) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事 特 殊な技術を必要 とする工事又は 営繕費に係る本 庁舎及び議会棟 の工事を除く。) に係るもの での米子地方県 土整備局及び八 頭地方国土整 備局の管轄合 事務所の管轄 区域に係るもの (二) 設備工事に係 るもの (1) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 特殊な技術を 必要とする工事 を除く。) に係 るものでの鳥取地 方国土整備局及 び八頭地方国土 整備局の管轄区 域に係るもの (2) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 特殊な技術を 必要とする工事 を除く。) に係 るものでの倉吉地 方国土整備局の 管轄区域に係る もの (3) 請負対象設 計金額が2,000 万円未満の工事 特殊な技術を 必要とする工事 を除く。) に係 るものでの米子地 方国土整備局及 び八頭総合事務 所の管轄区域に 係るもの | | | | | ○ 鳥取地方国土 整備局長 |
| | | | | ○ 倉吉地方国土 整備局長 | |
| | | | ○ 米子地方国土 整備局長 | | |
| 9 不動産登記法(明 治22年法律第21号) に基づく不動産の登 記 | | | | ○ | 地方国土整備 局長 |
| 七 営繕工事 に係る鳥取 県建設工事 新規則(昭 和18年鳥 | 1 同規則第5条第1 項及び第2項の規定 による契約書の作成 (一) 建築工事に係 るもの | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|----------------|
| 項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。) の規定による予定融資の決定 | | | | | | | |
| (一) 請負対象額計 金額が2億円以上 の工事に係るもの | ○ | | | | | | |
| (二) 請負対象額計 金額が2億円未満 の工事に係るもの | | ○ | | | | | |
| (1) 建築工事に 係るもの | | | ○ | | | | |
| イ 請負対象設 計金額が 6,000万円以 上の工事に係 るもの | | | | ○ | | | |
| ロ 請負対象設 計金額が 6,000万円未 満の工事に係 るもの | ○ | | | | ○ | | |
| (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 又は総費 に係る本手 金及び借入 金の工事に 係るもの | | ○ | | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 |
| (ロ) (イ)以 外のもの | | | | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 |
| a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの | | | | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 |
| b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの | | | | | | | |
| c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の | | | | | | | |
| (2) 設備工事に 係るもの | | ○ | | | | | |
| イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの | | | | | | | |
| ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの | | | ○ | | | | |
| (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの | | | | ○ | | | |
| (ロ) (イ)以 外のもの | | | | | ○ | | |
| a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの | | | | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 |
| b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの | | | | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 |
| c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所 | | | | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 |

| 事務所の管轄区域に係るもの | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|-------------|--|
| 3 同規則第15条(同規則第2条において準用する場合を含む。)の規定による最低限価格の決定 | | | | | | | |
| (一) 請負対象額計金額が2億円以上 の工事に係るもの | ○ | | | | | | |
| (二) 請負対象額計金額が2億円未満 の工事に係るもの | | ○ | | | | | |
| (1) 建築工事に係るもの | | | | | | | |
| イ 請負対象設計金額が 6,000万円以 上の工事に係 るもの | | ○ | | | | | |
| ロ 請負対象設計金額が 6,000万円未 満の工事に係 るもの | | | ○ | | | | |
| (ア) 特殊な 技術を必要 とする工事 又は常緒費 に係る木造 舎及し滑合 構の工事に 係るもの | | | | ○ | | | |
| (ロ) (イ)以 外のもの | | | | | ○ | | |
| a 鳥取地方 県土整備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの | | | | | | 鳥取地方県 土整備局長 | |
| b 倉吉地方 県土整備局の管 轄区域に 係るもの | | | | | ○ | 倉吉地方県 土整備局長 | |
| c 米子地方 県土整備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域に 係るもの | | | | | ○ | 米子地方県 土整備局長 | |
| (2) 設備工事に 係るもの | | | ○ | | | | |
| イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に 係るもの | | | | ○ | | | |
| ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に 係るもの | | | | | ○ | 鳥取地方県 土整備局長 | |
| (ア) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの | | | | | | | |
| (ロ) (イ)以 外のもの | | | | | | | |
| a 鳥取地方 県土整備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの | | | | | ○ | 鳥取地方県 土整備局長 | |
| b 倉吉地方 県土整備局の管 轄区域に 係るもの | | | | | | 倉吉地方県 土整備局長 | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|----------------|----------------|--|--|--|--|--|--|
| 係るもの c 米子地方 国土整備局及び 日野総合事務所の 管轄区域に 係るもの | | | | ○ | 米子地方国土 整備局長 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 4 同規則第19条第1項の規定による入札 参加者の指名 | ○ | | | | | | | | | | | |
| (一) 請負対象額計 金額が6,000万円 以上の工事に係る もの | | ○ | | | | | | | | | | |
| (二) 請負対象額計 金額が6,000万円 未満の工事に係る もの | | | ○ | | | | | | | | | |
| (1) 建築工事に 係るもの イ 特殊な技術 を必要とする 工事又は常備 費に係る本厅 舎及び議会建 築の工事に係る もの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地 方国土整備 局及び八頭 地方国土整 備局の管轄 区域に係る もの | | | | ○ | 鳥取地方国土 整備局長 | | | | | | | |
| (ロ) 倉吉地 方国土整備 局の管轄区 域に係るも の | | | | | ○ | 倉吉地方国土 整備局長 | | | | | | |
| (ハ) 米子地 方国土整備 局及び日野 総合事務所の 管轄区域に 係るもの | | | | | ○ | 米子地方国土 整備局長 | | | | | | |
| (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象設 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象設 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方国土整 備局及び 八頭地方 国土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方国土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方国土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域に 係るもの | | ○ | | | ○ | 鳥取地方国土 整備局長 | | | | | | |
| | | | | | ○ | 倉吉地方国土 整備局長 | | | | | | |
| | | | | | ○ | 米子地方国土 整備局長 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|----------------|--|--|
| | | | | | | | |
| 5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者が決定 (一) 請負対象額 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの (1) 特殊な技術 を必要とする工 事又は當初費に 係る本宁金及び 議会棟の工事に 係るもの (2) (1)以外の もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの ロ 倉吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |
| 6 同規則第22条の規 定による請負契約の 相手方の決定 (一) 請負対象額 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象額 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの (1) 特殊な技術 を必要とする工 事又は當初費に 係る本宁金及び 議会棟の工事に 係るもの (2) (1)以外の もの イ 鳥取地方県 土整備局及び 八頭地方県土 整備局の管轄 区域に係るもの ロ 倉吉地方県 土整備局の管 轄区域に係る もの ハ 米子地方県 土整備局及び 日野総合事務 所の管轄区域 に係るもの | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | |
| 7 同規則第26条たゞ し書の規定による権 利義務の強度等の承 認 (一) 請負対象額 金額(請負契約の 締結後)請負対象 器具金額を変更し た場合にあっては 、当初の請負対象 器具金額、器具指標 の項目六において | ○ | | | | | | |

| | | | | | | |
|--|---|---|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 同じ。) が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの | ○ | | | | | |
| 8 同規則第8条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は岩盤費に係る本庁舎及び港会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方国土整備局に係るもの (2) 倉吉地方国土整備局に係るもの (3) 米子地方国土整備局及び田野総合事務所に係るもの | ○ | | | ○ 鳥取地方県土整備局長 | ○ 倉吉地方県土整備局長 | ○ 米子地方県土整備局長 |
| 9 同規則第9条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象額計金額が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約締結時に工事費を変更した場合を除く)が2億円以上請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの | ○ | ○ | ○ | | | |
| 10 同規則第10条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は岩盤費に係る本庁舎及び港会議場の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方国土整備局に係るもの (2) 倉吉地方国土整備局に係るもの (3) 米子地方国土整備局及び田野総合事務所に係るもの | ○ | | | ○ 鳥取地方県土整備局長 | ○ 倉吉地方県土整備局長 | ○ 米子地方県土整備局長 |
| 11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象額計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの | ○ | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|----------------|--|--|--|
| | | | | | | | |
| の a 請負対 象賃料金 額が 6,000万 円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象賃料金 額が 6,000万 円未満の 工事に係 るもの (a) 特 殊な技 術を必 要とす る工事 又は營 繕費に 係る本 庁舎及 び議会 棟の工 事に係 るもの (b) (a)以 外のも の | ○ | ○ | | | | | |
| I 鳥 取地 方県 土整 備局 及び 八頭 地方 県土 整備 局の 管轄 区域に 係るも の | | | ○ | 鳥取地方県土 整備局長 | | | |
| II 倉 吉地 方県 土整 備局 の管 轄区 域に 係るも の | | | ○ | 倉吉地方県土 整備局長 | | | |
| III 米 子地 方県 土整 備局 及び 日野 総合 事務 所の 管轄 区域 に係 るもの (口) 設備工 事に係るも の | | | ○ | 米子地方県土 整備局長 | | | |
| a 請負対 象賃料金 額が 2,000万 円以上の 工事に係 るもの b 請負対 象賃料金 額が 2,000万 円未満の 工事に係 | ○ | | | | | | |